

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会定款

認証 平成 14 年 7 月 19 日

改正 平成 28 年 5 月 30 日

改正 令和 7 年 6 月 27 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都江東区森下 3 丁目 14 番 3 号 全麵連会館 2 階に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、消費者、食品営業者及び食品行政担当者などに対して、食品の安全性、品質並びに機能に関する内外の科学情報の提供及び技術指導等を行い、又同趣旨の事業を行う団体等と協力することなどにより、すべての人々の公衆衛生及び福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健及び福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 食品保健(食品の安全性、品質、栄養成分等を確保し、健康の保持増進を図ること)、食品保健危機管理(食品を介する健康障害とそれに伴う社会的混乱を防止するための管理を全うすること)、栄養改善等に係る情報提供及び技術指導
- (2) 食品の安全性(食中毒、表示、食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品、牛海綿状脳症等)、栄養改善等に係る事項に関する苦情相談
- (3) 食品保健、食品保健危機管理、栄養改善等に係る学術交流集会の企画、運営及び開催
- (4) 食品保健、食品保健危機管理、栄養改善等に係る調査研究
- (5) 食品保健、食品保健危機管理、栄養改善等に係る国際協力

- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員その他法人会員及びシニア会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同し、本会を支援するために入会した団体
- (3) 特別会員 この法人の活動を支援する法人会員
- (4) シニア会員 正会員と同等の要件を満たす満65歳以上の会員
- (5) 学生会員 学生の身分を有する会員
- (6) WEB会員 この法人のホームページ及びWEB配信される講演会を閲覧できる会員

(入 会)

第7条 正会員、法人会員及びシニア会員(以下、「社員」という。)以外の入会について、特に条件は定めない。

- 2 社員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 法人会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (1) 法第2条第2項第2号に抵触しない団体であること。
 - (2) 公序良俗に反しない団体であること
- 4 法人会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、本会を支援することを了承し、理事長に申し込むものとする。
- 5 理事長は、本条第2及び4項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 6 理事長は、本条第2及び4項の申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 法人会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 法人会員である個人が死亡し若しくは失そう宣告を受けたとき、並びに法人会員である団体が消滅したとき。

(3) 法人会員である団体が法第2条第2項第2号に抵触したとき。

(4) 社会的に明らかに不正行為をし、団体として社会的法律的制裁を受けることが決定されたとき。

(5) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(6) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上14名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 理事のうち若干名を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 理事会が必要と認めるときは会長をおくことができる。
- 4 会長は理事会の議を経て理事長がこれを推挙する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、常任理事がその職務を代行する。
- 4 会長は名誉職とし、理事長の諮問に対して助言を与えることができる。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 常任理事は、理事長及び専務理事を含め常任理事会を構成し、理事会の決定した事項及び理事会の議決を要さない業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
- 8 理事長は、常任理事会を補佐し運営に関わり、必要に応じ意見を具申するために、会員のうちから運営委員を委託することができる。

(任 期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は

現任者の任期の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会、理事会、常任理事会及び運営会議の 4 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 7 項第(4)号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第(3)号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第(1)号及び第(2)号の規定による請求があったとき、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 社員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前 2 条の規定については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 常任理事会が必要と認めたとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第(2)号及び第(3)号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通

知した事項とする。

2 前項の規定のほか、あらかじめ通知した事項に関連する事項で緊急を要すると出席理事の過半数が認める場合には、議決することができる。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

(常任理事会の構成)

第 38 条 常任理事会は、理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の権能)

第 39 条 常任理事会は、次の事項について審理し、執行する。

(1) 理事会で決定した事項の運営に関すること。

(2) 理事会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他、理事会の議決を要さない業務の執行及び運営に関すること。

(常任理事会の招集、開催及び議長)

第 40 条 常任理事会は、理事長が招集する。

2 常任理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

- 3 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 4 理事長は、常任理事会に運営委員を招集することができる。

第5章 資 産

(構 成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産とする。

(管 理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第45条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第(1)号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第(2)号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

ない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 58 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く

(職員の任免)

第 59 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 60 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(雑 則)

第 61 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 6 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に記すとおりとする。

年会費

正会員 5,000 円

賛助会員 個人 10,000 円

賛助会員 団体 80,000 円

入会金

正会員、賛助会員 個人及び賛助会員 団体いずれも、5,000 円（入会金は当分の間徴収しない。）

別 表 設立当初の役員は以下のとおり

役 職	氏 名
理事長	林 祐造
専務理事	伊藤 蓮太郎
常任理事	久井 伸治 榎 孝雄 石井 健二 植松 智之 三原 翠
理事	小沼 博隆 古川 研一
監事	北村 忠夫 田中 昇

附 則（平成 28 年 10 月 12 日）

- 1 この定款の施行は、総会議決の日からとする。
- 2 第 3 章 役員 第 15 条に、「8 理事長は、常任理事会を補佐し運営に関わり、必要に応じ意見を具申するために、会員のうちから運営委員を委嘱することができる。」を追加
- 3 第 4 章 会議 第 40 条に、「4 理事長は、常任理事会に運営委員を招集することができる。」を追加